

家畜伝染病予防法の改正に対する 都道府県の主な意見及び考え方

令和 7 年 3 月 27 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

【法改正に対する主な意見】

意見①： 豚熱の選択的殺処分導入に当たっては、対象となる豚の範囲等を明確にすべき。

考え方： 対象となる豚の範囲等については、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に規定してまいります。

意見②： 鳥インフルエンザも選択的殺処分の対象とすべき。

考え方： 豚熱については、科学的知見に基づく検討を経て、ワクチン接種により免疫が十分に付与されることにより、選択的殺処分を可能としています。鳥インフルエンザを含め他の疾病では、現時点で、このようにワクチンの効果に関する科学的知見が得られていないため、選択的殺処分を導入することはできません。

意見③： 都道府県では、検査を委託できる民間検査機関の精度管理状況が分からないため、体制を整備すべき。

考え方： 精度管理を行った民間検査機関のリストをお示しする予定です。

意見④： ランピースキン病の患畜又は疑似患畜の死体をそのまま焼埋却するのは大きな負担になるため、当該死体を解体しない場合であっても化製処理を可能にすべき。

考え方： 現行法においても生成物を最終的に焼埋却すれば解体せずにレンダリング処理することが可能です。

意見⑤： 豚熱ワクチンを法50条の許可対象から除外し、一般流通できるようにすべき。

考え方： 豚熱ワクチンは無計画・無秩序に使用されれば、その後の防疫対策に支障をきたすことから、特に適切な管理が必要であり、法50

条の規定から除外する予定はありません。

意見⑥： 水際検疫を強化すべき。

考え方： 水際検疫の強化に向けた検討会での提言を踏まえ、今般、出入国在留管理庁・税関と動物検疫所の連携を強化してまいります。

以上